

# 介護保険負担限度額制度の申請手続きについて【新規用】

申請に必要なもの

- ① 申請書② 同意書
- ③ **ご本人及び配偶者**の預貯金等の残高がわかるすべての通帳の写し等（銀行等の名称・支店・口座番号・口座種別・名義及び申請日の直近残高（原則として申請日から2か月前まで。定期預金等も含む。）のわかる部分）

※ 記入もれ・添付もれの場合は再度の提出をお願いする場合があります。提出の際は、再度ご確認くださいませますようお願いいたします。

## 利用者負担段階の判定について

所得区分	利用者負担段階
生活保護受給者	第1段階
老齢福祉年金受給者	
課税年金収入金額と非課税年金収入金額（★）とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円以下	第2段階
課税年金収入金額と非課税年金収入金額（★）とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円超120万円以下	第3段階①
課税年金収入金額と非課税年金収入金額（★）とその他の合計所得金額の合計が120万円超	第3段階②

（★）「非課税年金」とは、遺族年金・障害年金をいいます。寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金も含まれます。

## 負担限度額認定制度の適用要件

### ◆所得要件

- ① 区市町村民税非課税世帯であること。
- ② 住民票上世帯が異なる場合であっても、配偶者がいる場合は、配偶者が非課税であること。

### ◆資産要件

預貯金等が一定の金額以下であること。

老齢福祉年金受給者：単身1,000万円以下・夫婦2,000万円以下

第2段階：単身650万円以下・夫婦1,650万円以下

第3段階①：単身550万円以下・夫婦1,550万円以下

第3段階②：単身500万円以下・夫婦1,500万円以下

※ 第2号被保険者は単身1,000万円以下・夫婦2,000万円以下であること。

※ 世帯状況や所得・資産状況が変更になり、要件を満たさなくなった場合は、区役所までご連絡ください。

【問合せ先】新宿区 福祉部 介護保険課 給付係（電話 5273-4176）

## 申告のお願い① 配偶者の有無・所得状況

配偶者の範囲は、基本的には戸籍上の婚姻関係がある方です。

なお次の方も配偶者の範囲に含まれますので、「配偶者の有無」の欄は「有」とし、配偶者に関する事項と課税状況をご確認ください。

〔 住民票上世帯が異なる方 / 内縁関係にある方や事実婚である方  
長期別居している方 / 一方が施設に入所などご本人と住所が異なる方  
(新宿区外に住所がある場合も含む) 〕

※ 特段の事情（原則として、DV防止法における配偶者からの暴力があった場合、行方不明の場合）がある場合のみ申請書中の該当箇所にチェックを入れてください。

※ 必要に応じて戸籍照会・課税状況の照会を行う場合があります。

## 申告のお願い② 前年の非課税年金の受給の有無・年金種別の記入

前年の非課税年金の受給の有無と、受給している年金の種別を申告してください。申告内容と年金保険者からの通知により所得判定を行います。

※ 年金保険者に届け出ている住所が新宿区でない場合や、年度途中で新宿区へ転入した場合などについては、年金の受給額をお調べするのに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

## 申告のお願い③ 預貯金等の金額

資産状況確認のために、ご本人及び配偶者（※上記①の配偶者がいる場合）の下記の資産の金額がわかるものをそれぞれ添付し、金額をご記入ください。

申告していただく資産等（例）	添付書類
預貯金（普通・定期など）	通帳の写し（年金・高額介護サービス費の受取口座などのすべての銀行等の通帳等）
有価証券（株式・国債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀など時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行・信託銀行等の口座残高の写し
現金	←（添付書類はありません。）
負債（借入金・住宅ローン等） ※上記の資産から負債分を差し引くもの	借用証書等

・ 生命保険・自動車・貴金属（腕時計や宝石など時価評価額の把握が困難なもの）・  
絵画や骨とう品など高価な価値があるもの等は申告の対象とはなりません。

※ 写しを添付の際は、下記の2点がわかる部分を添付してください。

① 銀行等の名称・支店・口座番号・口座種別・名義（通帳の表紙等）

② 申請日の直近の残高（原則として申請日から2か月前までは有効）

・ 適切な認定を行うために、銀行等の金融機関に対して、ご本人（及び配偶者）の保有する上記の資産の残高について調査を行うこともありますので、本件に関する申請書と一緒に「同意書」のご提出も併せて必要となります。

上記について虚偽の申告により支給を受けた場合は、介護保険法に基づき不正に受給した金額に加え、その金額の最大2倍の金額（加算金）を返還していただくことがあります。